

事務連絡

令和6年9月10日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

### 災害対応時における自家用車活用事業の活用について

災害発生時及び復旧過程において、一時的に個別輸送の需要が増加した場合、タクシーの営業区域外旅客運送制度の活用などにより対応が図られているが、タクシーの営業区域外旅客運送制度を活用してもなお、タクシーが不足し、輸送ニーズへの対応が困難となることが想定される。

そのような状況において、タクシーを補完し、被災地における災害関連輸送サービスを確保するため、自家用車活用事業による地域の一般ドライバーを活用した運送を行うことを可能とする。

本事務連絡では、このような状況における自家用車活用事業の取扱いについて、下記のとおり定めることとしたため、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り図られたい。

### 記

#### 1. 自家用車活用事業の活用が可能なケース

地震や台風等の災害発生時又は被災からの復旧過程で、一時的に個別輸送需要の増加が見込まれる場合において、地方公共団体や復旧・復興関係の移動ニーズを有する者から運送区域を管轄する運輸局等（運輸支局等を経由することも可とする。）に、下記事項を記載した要請書が提出され、運輸局等が必要と判断した場合、運輸局等が定めた期間において自家用車活用事業の活用を可能とする。

#### 【要請書に記載する事項】

- ①自家用車活用事業の活用が必要な期間・時間帯
- ②必要な車両数
- ③運送が必要な区域
- ④自家用車活用事業の活用が必要な理由

## 2. 手続

要請を受けた運輸局等は、必要に応じ本省等と調整の上、管轄区域内のタクシー事業者団体に対し、自家用車活用事業の活用が可能である旨通知することとする。

なお、自家用車活用事業はタクシー事業を補完する制度であることに鑑み、当該地域内のタクシー車両による輸送ニーズへの対応が困難な状況が見込まれることを前提とするとともに、運行管理上の観点から、運行する区域を営業区域とするタクシー事業者が優先的に対応するよう努めることとする。

また、地域内でのサービスの完結が困難な場合は、道路運送法第20条第1号を準用し、被災した営業区域外のタクシー事業者による自家用車活用事業の活用も可能とする。

## 3. 対象地域

全国

## 4. 運賃設定

事前確定運賃により難しい場合には、自家用車活用事業の実施主体であるタクシー事業者の時間制運賃を適用することを可能とする。複数の目的地を経由する場合、運行前に運行の発地、着地及び経由地を記載した運行計画書を作成し、自家用車ドライバーに対して発行するとともに、運転に専念できるよう、運行開始前に地図アプリ等に目的地を入力することとする。

なお、キャッシュレス決済に加え、現金による運賃及び料金の支払いも可能である。

## 5. 車両への表示

自家用車活用事業の用に供する車両である旨の表示に加え、「自家用車活用事業（災害関連輸送）」と表示することとする。

## 6. 実施状況の報告

災害時対応を行ったタクシー事業者は、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）に基づき自家用車の活用状況について記録するとともに、以下の項目について毎月10日までに前月分の数値を管轄の運輸支局等に報告することとする。

- ・自家用車の使用車両数
- ・自家用車の実車回数
- ・輸送人員